



2021 年度日本財団助成事業
中小造船所の海ごみ削減アクション
事業報告書

2022 年 3 月

(一社) 日本中小型造船工業会

1. 目的

海ごみ削減に向けては、プラスチック製品を使用するひとりひとりの意識変化が重要であるため、造船所従業員や小中高学生など多くの人に海ごみ削減に向けた積極的な貢献を促すことを目的として、下記事業を実施した。

2. 事業内容

(1) 海ごみゼロウィークの全国一斉清掃！への参加

内容：海ごみゼロウィークの全国一斉清掃に参加し、ごみ拾い活動を実施する。

目標：全国一斉清掃に 25 社以上の参加を目指す。

(2) 造船所における海洋ごみ削減対策の啓蒙活動

内容：造船所に海洋ごみ削減対策及び海洋ごみ対策に関する国際動向に関する啓蒙活動を行う。

目標：造船所における海洋ごみ削減対策について啓蒙活動を行う。

(3) 海の未来を守る大切さの啓蒙活動

内容：小中学生に海ごみ削減についての啓蒙活動を行う。

目標：全国各地に所在する造船所において小中学生 1200 名以上の啓蒙活動を目指す。

3. 実施結果

(1) 海ごみゼロウィークの全国一斉清掃！への参加

5月30日～6月8日に開催された「海ごみゼロウィーク全国一斉清掃！」及び9月18日から開催された「秋の海ごみゼロウィーク」に29社延べ3,759名が参加し、造船所内の他、近隣の海岸、岸壁、港、道路、公園等のごみ拾いを実施した。

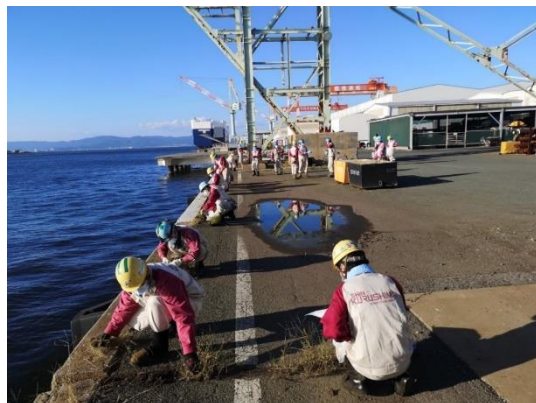
参加者には活動をPRするため、青色のタオルを配布した。

海ごみゼロウィーク参加実績

No.	参加造船所	実施日	参加人数(名)
1	東北ドック鉄工(株)	2021年9月21日(火)	190
2	新潟造船(株)	2021年6月7日(月) 2021年9月30日(木)	235
3	墨田川造船(株)	2021年6月3日(木)	50
4	本田重工業(株)	2021年10月1日(金)	145
5	(株)三保造船所	2021年9月24日(金)	150
6	(株)新来島豊橋造船	2021年9月29日(水)	218
7	金川造船(株)吉田工場	2021年6月2日(水) 2021年9月22日(水)	15
	金川造船(株)苅藻島工場	2021年6月2日(水) 2021年9月24日(金)	13
8	(株)JMUアムテック	2021年6月2日(水) 2021年9月21日(火)	33
9	(株)新来島サノヤス造船	2021年9月23日(木)	67
10	向島ドック(株)	2021年6月21日(月)	79
		2021年9月25日(土)	
		2021年9月29日(水)	
11	ツネインクライフト & ファシリティーズ(株)	2021年6月4日(金)	60
12	常石造船(株)	2021年9月22日(水)	31
13	内海造船(株)瀬戸田工場	2021年5月31日(月)	12
	内海造船(株)因島工場	2021年9月10日(金)	
14	(株)神田造船所	2021年6月3日(木)	32
		2021年9月21日(火)	
15	警固屋船渠(株)	2021年10月15日(金)	125
16	中谷造船(株)	2021年6月1日(火)	39
17	四国ドック(株)	2021年9月24日(金)	300
18	神例造船(株)	2021年9月21日(火)	18
19	(株)新来島どつく	2021年10月6日(水)	467
20	檜垣造船(株)	2021年6月8日(火)	34
21	浅川造船(株)	2021年6月11日(金)	180
		2021年9月24日(金)	
22	村上秀造船(株)	2021年6月18日(金)	105
		2021年9月24日(金)	
23	新高知重工(株)	2021年9月22日(水)	40
24	旭洋造船(株)	2021年9月21日(火)	45
		2021年9月22日(水)	
		2021年9月24日(金)	
25	福岡造船(株)福岡工場	2021年9月22日(水)	116
	福岡造船(株)長崎工場		
26	(株)南日本造船	2021年9月18日(土)	65
27	下ノ江造船(株)	2021年6月1日(火)	760
		2021年6月2日(水)	
		2021年6月4日(金)	
		2021年9月21日(火)	
		2021年9月22日(水)	
28	(株)臼杵造船所	2021年9月24日(金)	15
		2021年9月25日(土)	
		2021年6月2日(水)	
29	熊本ドック(株)	2021年10月16日(土)	120

参加人数合計 3,759名

海ごみゼロウィークへの参加風景



(2) 造船所における海洋ごみ削減対策の啓蒙活動

海洋ごみ削減対策及び海洋ごみ対策に関する国際動向に関する意識向上を図るため、2020年度に作成した報告書及びリーフレットを活用し、造船所経営者層（総会・理事会、経営課題懇談会）及び現場レベル（技術委員長、技術委員会）に対して啓蒙活動を実施した。

【別添1報告書、別添2リーフレット参照】

(3) 海の未来を守る大切さの啓蒙活動

多数の小中高生に海ごみ削減についての啓蒙活動を行うため、日本財団・海と日本PROJECT「この地球上で一番大きな工業製品『船』を見に行こう!!（海と日本2021）」事業とリンクして啓蒙活動を実施した。

2021年7月27日を皮切りに、12月18日までの間、西日本を中心とした各地に所在する造船所や学校等で小中高生及びその保護者、学校関係者等に対し、全29回延べ2,414名に啓蒙活動を実施した。

また、イベントに参加できなかった子供達に海の大切さや海ゴミ対策の重要性を広く知ってもらうための動画を当会ホームページ上で配信した。

【別添2リーフレット参照】

小中高生及びその保護者、学校関係者への啓蒙活動の様子



当会のホームページ（トップ画面）



海の大切さや海ゴミ対策の重要性を知ってもらうための動画



以上

造船所における海洋ごみ削減対策の検討及び周知

令和 3 年 1 月

日本エヌ・ユー・エス株式会社

目次

1. 背景及び目的	2
2. 調査内容	3
2.1 調査仕様	3
2.1.1 造船所からのプラスチックごみの排出に係る国際動向	3
2.1.2 造船所における海洋ごみ削減対策の検討	3
2.2 文献調査内容	4
3. 調査結果	5
3.1 造船所からのプラスチックごみの排出に係る国際動向	5
3.2 造船所における海洋ごみ削減対策の検討	5
3.2.1 廃棄物の発生抑制	6
3.2.2 廃棄物の分別	6
3.2.3 廃棄物の保管	7
3.2.4 廃棄物の処理	8
4. 一般社団法人日本中小型造船工業会の会員造船所への周知用リーフレットの作成	9

1. 背景及び目的

我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくことの重要性が広く認識されている。廃棄物の適正な処分とは、以下の流れを基本とするとされている。まずできる限りその排出を抑制する。次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う。最後に、こうした排出抑制及び適正な循環の利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保する。このような循環型社会の形成に向けて、経済活動に伴い、大量の廃棄物を排出する産業界は主体的な取組みを推進することが求められている。

また、近年、世界的に深刻な問題となっている海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境への影響、船舶航行への障害、観光・漁業への影響、沿岸域居住環境への影響等の拡大が懸念されている。この問題に取り組むため、様々な施策が講じられているところであるが、特に、廃棄物の適正な処理を確保し再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することが重要とされている。更に、これらの様々な対策における企業、自治体等、幅広い関係主体の取組を更に促すための普及・啓発が推進されている。

これらのことを受け、造船所外部へのごみの流出等への対策の検討に資することを目的として、昨年度に一般社団法人日本中小型造船工業会が指定する会員造船所（以下「造船所」という。）における廃棄物管理の実態及び削減対策についての現状を把握するための調査を実施した。

今年度は、対策の検討を補完するために文献調査を実施し、昨年度の調査結果と合わせて海洋への廃棄物流出防止策に資する分別や保管方法等を整理する。そして、これらの情報について、会員造船所へ周知するためのリーフレットを作成する。

2. 調査内容

2.1 調査仕様

2.1.1 造船所からのプラスチックごみの排出に係る国際動向

調査対象：「平成31年度IMOの環境規制への対応に係る調査報告書」（令和2年3月 日
本エヌ・ユー・エス株式会社）を調査対象とする。

調査方法：上記文献の調査

調査期間：令和2年10月16日～令和3年1月29日

調査内容：海洋プラスチックごみの発生源と推定されている造船所の活動及び今後の動向
について簡潔に整理する。

2.1.2 造船所における海洋ごみ削減対策の検討

調査対象：昨年度報告書及び公表されている既存文献（2, 3件程度）を調査対象とする。

調査方法：上記文献を踏まえ、海洋への廃棄物流出防止策に資する分別や保管方法等を整
理する。

調査期間：令和2年10月16日～令和3年1月29日

調査内容：造船所内における廃棄物の適正管理について整理する。

2.2 文献調査内容

調査対象とした文献は、表 2-1のとおりである。

表 2-1 調査文献一覧

文献	調査内容
1 平成31年度IMOの 環境規制への対応に係る調査報告書（国土交通省委託事業 令和2年3月 日本エヌ・ユー・エス株式会社）	IMOで議論されている海洋プラスチックごみに係る規制動向の把握
2 REPORT OF THE MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE ON ITS SEVENTY-FIFTH SESSION (MEPC 75/18 15 December 2020)	2020年度のMEPCにおける船舶からの海洋プラスチックごみに係る議論の動向把握
3 排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン（平成16年9月 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会）	現場の従業員向けの廃棄物の日常管理の在り方（主に分別管理）について、参考とするもの。
4 漁業系廃棄物処理ガイドライン（改訂）（令和2年5月 環境省環境再生・資源循環局）	廃棄物を排出する者が遵守すべき事項について、直近の廃棄物処理法及び関連法令の内容を踏まえ、一通り網羅されているため、保管基準等を参考とするもの

3. 調査結果

3.1 造船所からのプラスチックごみの排出に係る国際動向

造船所に関連する可能性のあるプラスチックごみの国際動向として、国際海事機関(IMO)及び同機関下の委員会である海洋環境保護委員会(MEPC)に着目すると、昨年11月に開催されたMEPC75では、船舶からの海洋プラスチックごみについての議論が次回に延期されたことから、直近のMEPC74の議論について確認したところ、現段階では造船所から排出される廃棄物の規制に係る議論は確認されなかった。

なお、船舶からの海洋プラスチックごみの規制に関連するものと思われる主な検討事項は、以下のとおりである。

- 流失漁具の報告義務の強化のため、MARPOL 条約附属書 V の改正を検討することとなった。具体的には、例えば廃棄物記録簿を総トン数 100 トン以上の船舶に対して義務化するなど、「プラカードの掲示、廃棄物管理計画及び廃棄物記録の保持」(MARPOL 条約附属書 V 第 10 規則)の適用に関する見直しを行うことが検討される予定である。
- 2020 年 2 月の PPR 7 (MEPC 下の汚染防止・対応小委員会であり、より技術的な事項等を検討する。)では、MEPC73 で決議された船舶からの海洋プラスチックごみ対策のためのアクションプランを推進するため、船舶からのマイクロプラスチックについての理解を深めるための研究に着手し、研究成果を機関に提供することを締約国及び国際機関に奨励する MEPC サーキュラー案「海洋ごみに関する研究成果の共有及び船舶からのマイクロプラスチックについての理解を深める研究の促進」について検討が進められる予定である。

3.2 造船所における海洋ごみ削減対策の検討

上記の国際動向及び国内での状況を踏まえると、海洋ごみの発生抑制に係る機運が高まっていることから、これまで以上に造船所においても発生した廃棄物を適正に管理することが、海洋プラスチックを含む海洋ごみ問題の解決に資する上で重要であると考えられる。

したがって、ここでは昨年度の調査結果を踏まえた対策に加え、廃棄物処理法を遵守した、廃棄物の発生、分別、保管及び処理の各段階における廃棄物の飛散・流出防止につながる情報を整理するものとする。また、各造船所が主体的に取り組めるよう、処理費用の低減に資する情報を合わせて整理する。

廃棄物管理の情報整理に当たっては、造船所から排出されるごみ処理方法は実態として業者委託による処理が圧倒的に多いことが昨年度の調査結果により明らかになっていることを踏まえ、排出者の努力による効果が最も現れやすいと思われる分別や保管方法等に重点を置くこととする。

3.2.1 廃棄物の発生抑制

昨年度の調査においては、ビニールシートやテープ、プラスチック容器といった資材の梱包や輸送に使用された材料（以下、これらを総称して、「梱包材」という）の分別・回収等の取扱いに関しては、特段、指摘すべき点は見当たらなかったが、更なる廃棄物の削減という観点から、梱包材の削減の検討を提案した。昨年度のヒアリング調査では、造船所で使用する資材は梱包されていない場合もあるというコメントもあったことから、梱包材の使用の現状を把握し、不要な梱包材の削減や、使い捨てではなく再利用できる梱包材の使用を検討することは、プラスチックごみの削減に貢献すると考えられる。

また、昨年度の調査によると、屋外又は半屋外でゴミを分別・回収等することが一般的であるとのことであり、使用済みの梱包材がゴミの分別・回収等の取扱いの一連のプロセスから外れ敷地内に放置された場合、風等により海域や敷地外の陸域に飛散・流出するおそれがある。したがって、資材の荷解きの場所や方法についても検討することが海洋ごみの発生抑制に資するものと考えられる。

3.2.2 廃棄物の分別

「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」によると、分別の効果が以下のとおり整理されている。

① 資源有効利用の促進

分別を行うことで排出抑制やリサイクルが促進され、資源が有効利用される割合が高まります。

② 廃棄物等が不適正処理されるリスクの低下

分別がなされた廃棄物等は、一般に、混合された廃棄物等よりも処理が容易であるため、廃棄物等が不正ルートに流れる可能性が小さくなります。

③ 売却収益の拡大と処理処分費の削減

分別を行うことで、廃棄物等のうち、有価で売却できるものの割合が高まるとともに、中間処理対象物、最終処分対象物の量が減少するため処理（処分）費を削減できます。

昨年度のアンケート調査結果によると、造船所から排出される廃棄物は、各品目において混合ごみとして取り扱われていることがあり、さらに分別する余地があるものと考えられる。また、いくつかの品目については、複数の造船所で売却やメーカーに引き取られている事例があったことから、分別を徹底することにより、有価物化率を向上する余地があるものと考えられる。

しかし、造船所から排出される廃棄物の種類は多岐にわたり、それぞれを適切に分別することは難易度が高いため、分別管理体制をしっかりと構築していく必要である。

分別管理の仕組みの構築は、「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」によると、①分別のルール化（分別区分の設定、保管場所の表示方法に係るル

ールの設定等)、②教育・啓発(従業員教育・意識啓発等)、③日常管理(分別状況のチェック等)の流れで構築していくこととされている。

この点について、昨年度にヒアリング調査した造船所では、①に関連する取組として、現場の実態を踏まえた分別表の作成や、分別の間違い防止のため、廃棄物保管容器に一目で保管対象がわかるイラスト入りの掲示がなされる等の分別ルール化がなされていた。分別表の検討に当たっては、昨年度アンケート調査により判明した会員企業において売却されている資材の例を示すことにより、特に有価物として取り扱える可能性のある分別項目の検討のための参考とすることが、処理費用低減の観点から望ましい。

また、②に関する取組として、従業員、とりわけ新たに配属された者への教育や本業務で作成されたリーフレット等を活用した意識啓発等が考えられる。

さらに、③に関する取組として、現場の廃棄物管理担当者は、廃棄物等の分別が適切に行われていることを定期的な巡回監視を行って確認する必要がある旨、同ガイドラインで示されている。これらの巡回監視に当たっては、例えば巡回の時間を決め、なるべくその時間中に分別作業を実施してもらい、廃棄物管理担当者の立ち会いの下、②の教育を兼ねることも有効であると考えられる。

3.2.3 廃棄物の保管

事業所外への廃棄物の飛散・流出を防止するためには、廃棄物を適正に保管することが重要である。

産業廃棄物の保管に当たっては、排出事業者は廃棄物処理法に定める保管基準に従わなければならない。漁業系廃棄物処理ガイドライン(改訂)により整理された一般的な産業廃棄物の保管基準の概要は以下のとおりである。

<保管基準>

- ① 周囲に囲いがあり、保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合においても、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。なお、囲いを設ける目的は、「保管場所へみだりに人が立ち入ることの防止」であることから、例えば海面、河川、崖等の地形で囲われている場合など、周囲から人がみだりに立ち入ることができない場所で廃棄物を保管する場合は囲いを要しない。
- ② 見やすい箇所に次に掲げる内容を記載した掲示板が設けられていること。
(掲示内容)
 - ・ 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。
 - ・ 産業廃棄物の保管の場所である旨を表示すること。
 - ・ 保管する産業廃棄物の種類を表示すること。
 - ・ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示すること。
 - ・ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、最大保管高さを表示すること。
- ③ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散

しないように以下のとおり実施すること。

- ・産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ・その他 生活環境の保全上支障のないように必要な対策を実施すること。

④ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

海洋ごみの発生抑制の観点からは、上記のほか、一般廃棄物や廃棄物でない資材の保管においても、飛散・流出防止のため、産業廃棄物に準じた必要な対策を実施することが望ましい。

特に、造船所は海沿いに立地しているため、季節によっては事業場内に強い風が吹くことがある旨、昨年度の調査でヒアリングしており、また、多くの造船所において廃棄物が屋外で保管されている実態を踏まえると、保管容器から廃棄物が飛散・流出しないよう注意が必要である。昨年度のヒアリング調査先では、屋外に保管している資材をブルーシートで覆う、保管容器に蓋をする等の対策がなされており、特に飛散・流出しやすい物については、そのような対策が有効であると考えられる。

また、昨年度のアンケート調査結果によると、微小なごみが場内清掃により回収される傾向にあり、ヒアリング調査時においても、屋外容器の隙間から飛散・流出したと思われる微小なごみが保管場所付近に散乱している箇所も確認されたことから、保管容器の隙間からごみが飛散・流出しない対策や、飛散・流出しても場外に出さないための定期的な清掃が重要であると考えられる。

3.2.4 廃棄物の処理

造船所から排出されるごみ処理方法は業者委託による処理が圧倒的に多いことについては前述のとおりであるが、この業者委託先の選定に当たり、安い処理料金のみ注目して選定すると、悪質な業者等による不適正処理にもつながりかねないのみならず、適正処理を行おうとする処理業者の操業を困難にする重大な問題でもあることが「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」に記載されている。

したがって、ここでは適正な業者選定の一助となるツールの一つとして、漁業系廃棄物処理ガイドライン（改訂）でも紹介されている、通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良産廃処理業者の情報が公開されたウェブサイト「優良さんぱいナビ」を紹介する。

「優良さんぱいナビ」 <http://www3.sanpainet.or.jp/>

4. 一般社団法人日本中小型造船工業会の会員造船所への周知用リーフレットの作成

会員造船所の海洋ごみ削減対策に資することを目的として、令和元年度に実施した造船所におけるごみの実態調査結果及び上記の文献調査結果を踏まえ、造船所から発生する廃棄物の管理に係る情報等を会員造船所に周知するためのリーフレットを別添資料のとおり作成した。

造船所におけるごみの削減対策の方法

リーフレット作成の背景

現在、日本国内だけでなく世界中で海洋ごみの問題が注目されており、国際海事機関（IMO）においても、船舶からの海洋プラスチックごみ対策のための議論が進められているところです。

海洋へのごみの流出を防ぐためには、ごみの発生を抑制し、また、発生したごみを適切に分別・保管・処理することが重要です。こちらのリーフレットでは、ごみの分別、保管、処理の方法を簡単にまとめましたので、廃棄物管理の見直し等にご活用ください。



～ごみの分別を頑張ると得をする？～

令和元年度の会員向けアンケート調査の結果によると、次のような資材・ごみが売却されている事例が複数確認されました。

(プラスチック類)	(紙くず)	(金属くず)
・溶接用リール（6造船所）	・段ボール（6造船所）	・スチール缶（一斗缶等 7造船所）
・ペットボトル（2造船所）	・古紙（5造船所）	・廃バッテリー（3造船所）
(油類)		・鉄くず、非鉄類（多数）
・廃油（3造船所）		

また、上記のほかロックウールのような断熱材や木製パレット等はメーカーが引き取ってくれる事例が複数確認されました。

ごみの処理に当たっては、ほぼ全ての種類のごみが、分別されずに混合ごみとして保管・処理されている事例が確認されました。混合ごみとして処理すると、処分費用が高くなる可能性があります。分別できるものは、処分委託先の廃棄物処理業者と相談して、処理費用を抑えることができるのか確認してみると良いかもしれません。

分別のポイント

P

作業員の方々が分別しやすいよう分別表を作成
(外国人労働者がいる場合は、外国語版もあると良い)



作業員の方々に分別方法の教育を定期的実施



廃棄物保管場所のパトロール及び指導

保管のポイント

P

資材やごみの保管が適切になされていないと、風や降雨、散水等により、海や場外の陸域にごみが飛散・流出するおそれがあります。また、様々なごみを混合した状態で保管すると、処理費用が高くなる可能性もあります。以下のポイントを参考に適切な管理を心がけましょう。



保管場所の掲示（具体的な名称やイラスト等も掲載されているとわかりやすい）



屋外保管の場合、風や雨で飛散・流出しないような工夫が必要



屋外保管の場合、容器の隙間から細かいごみが飛散・流出しないような保管やこまめな清掃が必要

処理のポイント

P

造船所から排出される廃棄物処理方法は、業者委託によるものが多い。処理の委託に当たっては、優良な処理業者に委託することが適正処理を確保する上で望ましい。

優良さんぱいナビ
優良産廃処理業者ナビゲーションシステム



発生抑制のポイント

P

- ・資材によっては梱包材が使用されていないケースもあることから、梱包材の使用の現状を把握し、不要な梱包材の削減や、使い捨てではなく再利用できる梱包材の使用を検討することは、プラスチックごみの削減に貢献すると考えられる。
- ・屋外で荷解きする際に、風で梱包材が飛散する恐れがある場合は、屋内で梱包する等の工夫をすることにより、飛散・流出を防止することができるものと考えられる。



海洋ゴミについて考えてみよう!!

みんなは「海洋ゴミ」って、知ってる？

人が陸で使ったゴミの一部は、山、川、海へとつながる
水の流れを通じて海岸に流れていく。
そのゴミはまた、風や波によって海を漂い
遠い外国へも流れていくんだ。

そうした「海洋ゴミ」は、さまざまな海のいきものや、鳥たちが
餌と間違えて食べてしまうんだ。

今、知っておきたい海洋ゴミの事情

海洋ゴミは、私たち一人ひとりの生活と密接な関係にあるものです。
海洋ゴミの問題を知ることで、海をキレイにするアクションにつなげましょう。

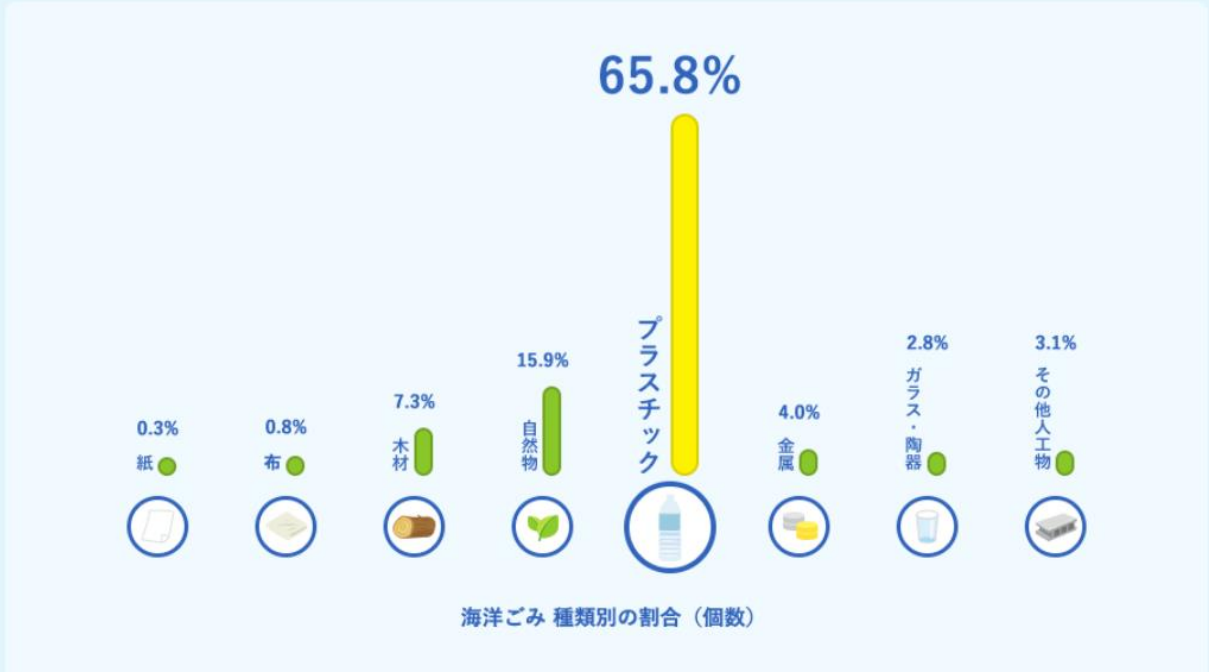


そもそも海洋ゴミとは...

海岸に打ち上げられた「漂着ゴミ」、海原を漂う「漂流ゴミ」、
海底に沈んだ「海底ゴミ」の総称のこと。
私たちが暮らす街で発生したゴミが、
海洋ゴミの8割を占めているといわれています。

海洋ごみの種類

釣り糸や漁網などの海で使う道具の他、ペットボトルやレジ袋といった日常的に使う物が多く含まれています。中でも、一度海に流れてしまうと半永久的に分解されないプラスチックごみが世界的に問題視されています。※5mm以下になったプラスチックを「マイクロプラスチック」といいます。



出典：海洋ごみをめぐる最近の動向 (環境省) [□](#)

海への流出量

2016年にスイスのダボスで開催された世界経済フォーラム年次総会で、毎年少なくとも年間800万トン分のプラスチックごみが海に流出していると報告されました。

800万t/年



考えられる海洋ごみの影響

海に住む生き物が誤ってプラスチックごみを食べたことで死んでしまった事例が、すでに世界中で報告されています。また、具体的な影響こそまだ明らかにされていませんが、マイクロプラスチックを食べた魚を食べるのは私たちであることから、その悪影響も懸念されています。